

○宝塚市議会交際費の自主公開に係る非公開情報の取扱基準

平成29年3月31日決定

宝塚市議会交際費取扱要綱（平成29年要綱第1号）第3条に定める議会交際費の自主公開に関して、支出内容の記載方法については、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）第7条に規定する非公開情報を考慮し、次のとおりとする。

なお、これらの基準によりがたい場合は、交際費支出の透明性確保と個人情報保護の観点をつまえ個別に判断する。

(1) 「出席者会費」支出について

原則として、団体名及び行事名について公開情報とし記載する。

(2) 「弔慰」支出について

本人が公人であるかないかに関わらず、本人及び遺族の氏名等を特定できるような内容は記載しない。ただし、役職名（元職を含む）等を可能な範囲で記載することで、交際費支出が適切なものであったかを客観的に判断できるよう考慮する。

(3) 「記念品」支出について

原則として、支出内容及び使用目的（相手方名を含む）について公開情報とし記載する。

(4) 「その他」支出について

① 「傷病見舞金」支出については、支出相手方の個人の健康状態に関する情報が含まれており、通常他人に知られたくないと認められ非公開情報に該当すると考えるのが適切であるため、個人の氏名等を特定できるような内容は記載しない。

② 上記①を除き、原則として、支出内容及び使用目的（相手方名を含む）について公開情報とし記載する。